

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

<p>◎ 告 示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度地籍調査に関する事業計画</li> <li>○長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・証紙売りさばき人の指定の一部改正</li> <li>・一般競争入札の参加者の資格等</li> <li>・一般競争入札の参加者の資格等</li> </ul> </li> </ul> <p>◎ 公 告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度技能検定試験（基礎級）の実施</li> <li>・土地改良区の定款変更の認可</li> <li>・一般競争入札の実施</li> <li>・一般競争入札の実施</li> </ul> <p>◎ 交通局公告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・落札者等</li> </ul> <p>◎ 教育委員会告示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正</li> </ul> <p>◎ 公安委員会告示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域交通安全活動推進委員の辞職の承認</li> </ul>	<p>所管課（室）名</p> <p>土地対策室 福祉保健課 会計課 物品管理室 教育庁総務課</p> <p>雇用労働政策課 農村整備課 物品管理室 教育庁総務課</p> <p>総 務 課</p> <p>総 務 課</p> <p>交 通 企 画 課</p>
--	---

## 告 示

### 長崎県告示第565号

令和2年度の地籍調査に関する事業計画（令和2年長崎県告示第440号）を次のように改正する。

令和2年8月18日

長崎県知事 中村 法道

調査を行う者の名称	調査目的	調査地域	調査期間
長崎市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化及び、災害等の迅速な復旧を図るため	元町等4区域 立山5丁目 浜平2丁目 磯道町第1 城山町 城栄町 弁天町 旭町 光町	令和2年5月26日から 令和3年3月31日まで

		曙町 淵町第1 淵町第2 飯香浦町第1 虹が丘町 立岩町第1 立岩町第2 八景町 田上二丁目 大浜町第1 大崎町第1 宮摺町第1 青山町第1 青山町第2 金堀町第1 金堀町第2
佐世保市	地籍の明確化により、防災対策の推進に資するため	松山折橋 須田尾若葉 白南風干尽 木風 南風崎第一
島原市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	白山第5 白山第6 白山第7・霊丘第1
諫早市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	船越・立石・上野 小船越第1 小船越第2 貝津第1の1 久山第1 小船越第3
大村市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	松原第二 松原第三 鈴田第二 三浦第一 三浦第二 三浦第三 三浦第四
平戸市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	大久保第14-1 大久保第18-1 大久保第18-2 大久保第21-5 深川C 深川D 木引A 木引C 深川E 木引B 宝亀D 津吉A 津吉B 津吉C 津吉D

松浦市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	志佐里第1 志佐里第2 志佐里第3 志佐高野第1 志佐高野第2 今福木場第2 寺上第1 相坂第1 相坂第2 田原 大崎
対馬市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	下原第1 下原第4 下原第5 檜根第5 久根浜第2 琴第4-1 琴第4-2 貝口第1 貝口第3 嵯峨第1 佐護西里第4 佐護西里第5-1 佐護西里第5-2 横浦第3 濃部第1 濃部第2 濃部第3 飼所第1 飼所第2 古里第1-1 古里第1-2
五島市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	繁敷第一 荒川第十二 玉之浦第四 浜第五 増田第一 荒川第十三 荒川第十四 荒川第十五 小泊第一 小泊第二 小泊第三 増田第三
雲仙市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	北本町第1 北本町第2 北本町第3 雲仙第1-1 雲仙第1-2 雲仙第2 雲仙第3
南島原市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	永引無田（一部） 谷川第3

	下宮原第3 (一部) 下宮原第3 (残部) 塔之坂 野田第3 野田第4 野田第5 野田第6 田平第5 田平第6 田平第7 野田第2 (一部) 野田第2 (残部)
--	---

長崎県告示第566号

長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第460号の9）の一部を次のように改正し、令和2年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和2年8月18日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 医療政策課関係						別表（第2条関係） 医療政策課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～36 略						1～36 略					
37	長崎県 新型コロナウイルス感染症医療体制等緊急整備事業補助金	新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染症拡大防止や医療提供体制の整備等を推進する。	次に掲げる事業に要する経費。 ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 (1) 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業 (2) 新型コロナウイルス感染症対策事業 (3) 新型コロナウイルス重症患者を診察する医療従事者派遣体制の確保事業 (4) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業 (5) 新型コロナウイルス感染症	予算の範囲内で知事が定める額	知事が 適当と 認める 者						

症の影響に対応した医療機関の地域医療支援体制構築事業  
 (6) 新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業  
 (7) 医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業  
 (8) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業  
 (9) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関等施設・設備整備事業  
 (10) 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業  
 (11) 医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業  
 (12) 透析医療機関等における感染拡大防止等対策支援事業

長寿社会課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
	1～19 略				
20	長崎県新型コロナウイルス感染症	感染症対策を継続的に実行しつつ、必要な介護	次に掲げる事業に要する経費 (1) 感染症対策を徹底した上での介護サー	10分の10以内	知事が適当と認める者

長寿社会課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
	1～19 略				

緊急包括支援事業補助金(介護分)	サービスを提供する体制を構築するための支援を行う。	ビス提供支援事業 (2) 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業 (3) 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業
------------------	---------------------------	--

障害福祉課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～42 略				
43 長崎県障害者総合支援事業費補助金(新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分)	新型コロナウイルス感染症の国内感染拡大防止に伴って生じる課題に迅速かつ適切に対応を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1)～(3) 略 (4) 障害福祉サービス等事業所のサービス継続支援事業 (5) 障害福祉サービス等事業所との連携支援事業 (6) 就労系障害福祉サービス等の機能強化事業(生産活動活性化支援事業)	10分の10以内 (2)の場合は1事業所あたり250万円を限度とする。 (4)及び(5)の場合は別途定める基準額の範囲とする。 (6)の場合は1事業所あたり50万円を限度とする。	(1)、(2)、(4)、(5)及び(6)社会福祉法人等(3) 市町
44 略				
45 長崎県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金(障害分)	感染症対策を継続的にしつつ、必要な障害福祉サービスを提供するための支援を行う。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業 (2) 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業	10分の10以内	知事が適当と認める者

障害福祉課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～42 略				
43 長崎県障害者総合支援事業費補助金(新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分)	新型コロナウイルス感染症の国内感染拡大防止に伴って生じる課題に迅速かつ適切に対応を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1)～(3) 略	10分の10以内 (2)の場合は1事業所あたり250万円を限度とする。	(1)及び(2) 社会福祉法人等(3) 市町
44 略				

			(3) 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業						
--	--	--	-----------------------------	--	--	--	--	--	--

**長崎県告示第567号**

証紙売りさばき人の指定（昭和41年長崎県告示第752号）の一部を次のように改正し、令和2年8月6日から適用する。

令和2年8月18日

長崎県知事 中村 法道

表の84の項に次のように加える

「

84	株式会社ファミリーマート 代表取締役 澤田 貴司	東京都港区芝浦3丁目1番 21号	長崎市中川2-14-26 ファミリーマート 蛸茶屋店	長崎市
			長崎市飽の浦町1番50 ファミリーマート 長崎飽の浦町店	長崎市
			西海市西彼町喰場郷151番7 ファミリーマート 西海亀岳店	西海市
			西彼杵郡長与町三根郷49-1 ファミリーマート 長与三根店	長与町

」

**長崎県告示第568号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和2年8月18日

長崎県知事 中村 法道

1 調達する物品の種類

調達する物品の種類は、次のとおりとする。

- ① 2入札第101号 生徒用コンピュータ〈中学校用〉（長崎・西海地区） 378セット
- ② 2入札第102号 生徒用コンピュータ〈中学校用〉（県北地区） 378セット
- ③ 2入札第103号 生徒用コンピュータ〈中学校用〉（諫早・大村地区） 378セット
- ④ 2入札第104号 タブレット ほか〈特別支援学校ほか用〉（長崎・西海・五島地区）
  - タブレット 239台
  - キーボード 23台
  - 保護フィルム 23枚
  - 保護ケース 16個
  - スタイラスペン 20本
- ⑤ 2入札第105号 タブレット ほか〈特別支援学校ほか用〉（県北・壱岐地区）
  - タブレット 233台
  - キーボード 31台
  - 保護フィルム 31枚
  - 保護ケース 202個
  - スタイラスペン 24本
- ⑥ 2入札第106号 タブレット ほか〈特別支援学校用〉（島原地区）
  - タブレット 75台
  - 保護ケース 75個

	スタイラスペン	8本
⑦ 2入札第107号	タブレット ほか〈特別支援学校ほか用〉(諫早・大村地区)	
	タブレット	323台
	キーボード	68台
	保護フィルム	68枚
	保護ケース	255個
	スタイラスペン	24本

## 2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しないものである。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
- (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

## 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

### (1) 申請の時期

この告示の日から令和2年9月1日までとする。

### (2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

### (3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元(分)証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

【注】上記「ウ」「エ」について

新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難となり税の徴収を猶予されている場合は、下記の書類を添付することで、当該証明書に代えることができる。

○長崎県税：新型コロナウイルスによる特例制度の「徴収猶予許可通知書※備考欄に「徴収猶予を行っている税目以外については 月 日現在の未納額はあります。の記載があるもの。」

○国税：「徴収猶予許可通知書」

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 印鑑届(様式第2号)

キ 口座振替申込書(様式第3号)

ク 取扱品目明細書(様式第4号)

ケ 代理店、特約店等の契約明細書(様式第5号)

コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書(様式第9号)

サ 指名停止の報告に係る誓約書(様式第10号)

シ その他知事が必要と認める書類



- (4) 申請書等の作成に用いる言語
- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
- 〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1
- 〔名称〕長崎県出納局物品管理室
- 〔電話〕095-895-2884
- 〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>
- 4 資格審査結果の通知
- 資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。
- 5 指名停止に関する報告
- 競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第11号）を提出しなければならない。
- 6 3の(2)、3の(3)のカからサまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。
- 7 資格の有効期間及び更新手続
- (1) 入札参加資格の有効期間
- 入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和4年9月30日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
- (1)の有効期間の更新を希望する者は、令和4年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。
- 8 資格の取消し等
- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- (3) 資格取消等の通知
- 競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

#### 長崎県告示第569号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和2年8月18日

長崎県知事 中村 法道

## 1 一般競争入札に付する事項

県立学校無線LAN構築業務委託（県南・五島地区）  
県立学校無線LAN構築業務委託（県北・杵岐・対馬地区）  
県立学校無線LAN構築業務委託（県央・島原地区）

## 2 競争入札に参加することができない者

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) この告示の日から開札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (7) この告示の日から開札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
- (8) 申請書等の提出期限の日以前6月から開札の期日までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者
- (9) 開札の期日までの間において、会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後、更生計画又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格の審査申請書を再度提出し受理されたものを除く。）

## 3 競争入札参加者の資格要件

平成30年度からこの告示の日までの間に完了した最終契約金額100万円以上の、サーバ・ネットワーク等構築業務委託、サーバ・ネットワーク等保守業務委託において、業務を完了させた実績を有する技術者を本業務に技術責任者として配置できること。なお、技術責任者は本業務の履行期間中に、受注者と直接的な雇用関係がなければならない。

## 4 競争入札参加者の資格及び審査

- (1) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。
- (2) 審査事項
  - ア 年間売上高
  - イ 営業年数
  - ウ 従業員数
  - エ 財務比率（純利益、固定長期適合率及び流動比率）
  - オ 過去の類似する業務の実績
  - カ 技術責任者の経験

## 5 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

- (1) 申請の時期  
この告示の日から、令和2年9月17日（木）までの間の午前9時から午後5時までとする。（県の休日及び正午から午後1時を除く。）
- (2) 申請書の入手方法  
競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(6)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、県のホームページから入手することもできる。
- (3) 申請書の提出方法  
入札に参加しようとする者は申請書に次の書類を添え、(6)に掲げる場所に提出すること。
  - ア 誓約書（様式第2号）

- イ 法人にあつては登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長が発行する身元（分）証明書及び住所地の市町村長が発行する住民票並びに法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
- エ 県税に関し未納がないことを証する証明書
- オ 消費税及び地方消費税課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- カ 印鑑届（様式第3号）
- キ 口座振替申込書（様式第4号）
- ク 技術責任者の業務経験表（様式第5号）  
3に掲げる技術責任者の実績について記載すること。なお、記載した業務の契約書の写しを添付すること。

※ 提出書類は原本とし、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る

※ 上記エ及びオについては、新型コロナウイルス感染症に伴い税の徴収猶予を受けていることが分かる書類でも可。

#### (4) 申請の特例

情報システム開発等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について定める告示（平成25年長崎県告示第325号）に基づく入札参加資格（ネットワーク関連）を告示日現在で有している者で、かつ、2に掲げる競争入札に参加することができない者に該当しない者で競争入札に参加しようとする者は、申請書（様式第1号）に次の書類を添え、(6)に掲げる場所に提出することで、この告示に基づく申請書の提出に代えることができる。

- ア 印鑑届（様式第3号）
- イ 平成25年長崎県告示第325号に基づく資格審査結果通知書の写
- ウ 技術責任者の業務経験表（様式第5号）

#### (5) 申請書等の作成に用いる言語

- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

#### (6) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

- （住所）〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
- （名称）長崎県教育庁総務課（情報化推進班）
- （電話）095-894-3315（直通）

#### (7) 入札への参加を希望する者の責務

提出した書類に関して、長崎県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、3営業概要書(7)過去2年間の開発実績について、長崎県に対し、記載のある相手方への事実確認のための照会を行うことを許諾したものとみなす。

#### 6 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

#### 7 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和3年3月31日までとする。

#### 8 資格審査申請書記載事項の変更届

競争入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 所在地
- (3) 代表者
- (4) 資本金（法人の場合）
- (5) 使用印鑑
- (6) 委任事項
- (7) 金融機関取引口座
- (8) 電話番号

## 9 資格の取消し等

- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- (3) 資格取消等の通知  
競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

---

**公 告**

---

**令和2年度技能検定試験（基礎級）の実施（公告）**

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、令和2年度技能検定試験（基礎級）の実施について次のとおり公示する。

令和2年8月18日

長崎県知事 中村 法道

## 1 実施職種

基礎級

鍛造（プレス型鍛造作業）、強化プラスチック成形（強化プラスチック成形作業）

## 2 試験の方法

上記の職種について実技試験及び学科試験を実施

## 3 技能検定の検定手数料、実施期日及び実施場所

## (1) 実技試験

ア 手数料 18,200円

イ 実施期日

令和2年8月18日（火）から令和3年3月31日（水）までの間において、別途長崎県職業能力開発協会が指定する日

ウ 実施場所

別途長崎県職業能力開発協会から通知する場所

エ 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、職種によっては公表しないものもある。

## (2) 学科試験

ア 手数料 3,100円

イ 実施期日

令和2年8月18日（火）から令和3年3月31日（水）までの間において、別途長崎県職業能力開発協会が指定する日

ウ 実施場所

別途長崎県職業能力開発協会から通知する場所

## 4 受検申請の手続

## (1) 提出書類

技能検定受検申請書

## (2) 提出先

長崎県職業能力開発協会

〒851-2127 西彼杵郡長与町高田郷547-21（技能・技術向上支援センター内）

電話 095-894-9971

## (3) 受付期間

随時



## (4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書の用紙は、長崎県職業能力開発協会で作成する。

なお、受検申請用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（あて先を記入し、120円切手を貼ったもの）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

## 5 手数料の納付方法

実技試験手数料又は学科試験手数料は、申請書に添えて、長崎県職業能力開発協会に納付すること。また、手数料を郵送する場合は現金書留とし、申請書を同封のうえ郵送すること。

なお、受検申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

## 6 合格者の通知

## (1) 合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格したものについては、長崎県職業能力開発協会が書面によりその旨を通知する。

## (2) 技能検定合格証書等の交付

技能検定合格者には長崎県知事名の合格証書を交付する。

## 7 その他

技能検定について不明な点は、長崎県職業能力開発協会又は長崎県産業労働部雇用労働政策課に問い合わせること。

**土地改良区の定款変更の認可（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和2年3月28日総代会議決）について、次の事項を除いて認可した。

令和2年8月18日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 鬼岳土地改良区

認可年月日 令和2年8月5日

認可しなかった事項 変更前の定款第24条第1項中「第4条第1項の事業」との規定を、変更後の定款第27条第1項中「第4条第1項第1号及び第3号の事業」に変更すること。

**一般競争入札の実施（公告）**

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和2年8月18日

長崎県知事 中村 法道

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 購入物品及び数量

①	2入札第101号	生徒用コンピュータ〈中学校用〉（長崎・西海地区）	378セット
②	2入札第102号	生徒用コンピュータ〈中学校用〉（県北地区）	378セット
③	2入札第103号	生徒用コンピュータ〈中学校用〉（諫早・大村地区）	378セット
④	2入札第104号	タブレット ほか〈特別支援学校ほか用〉（長崎・西海・五島地区）	
		タブレット	239台
		キーボード	23台
		保護フィルム	23枚
		保護ケース	216個
		スタイラスペン	20本
⑤	2入札第105号	タブレット ほか〈特別支援学校ほか用〉（県北・壱岐地区）	
		タブレット	233台
		キーボード	31台
		保護フィルム	31枚
		保護ケース	202個

	スタイラスペン	24本
⑥	2入札第106号	タブレット ほか(特別支援学校用)(島原地区)
	タブレット	75台
	保護ケース	75個
	スタイラスペン	8本
⑦	2入札第107号	タブレット ほか(特別支援学校ほか用)(諫早・大村地区)
	タブレット	323台
	キーボード	68台
	保護フィルム	68枚
	保護ケース	255個
	スタイラスペン	24本

(2) 購入物品の特質等  
仕様書による。

(3) 納入期限

令和3年2月26日

(4) 納入場所及び条件

仕様書による。

(5) 入札の方法

前記(1)の物品ごとにそれぞれを入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示(平成17年長崎県告示第474号)に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る資格を得ていること。

(4) この公告の日から10の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から10の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

## 3 入札参加資格を得るための申請の方法等

2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

(名称) 長崎県出納局物品管理室

(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3-1

(電話) 095-895-2884

(提出期限) 令和2年9月1日 17時00分

## 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3-1

(名称) 長崎県出納局物品管理室

(電話) 095-895-2881

## 5 契約条項を示す場所

4の部局等とする。

6 入札説明書の交付方法

長崎県出納局物品管理室ホームページ上 (<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>) において、掲載する。

7 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限

入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。

(提出場所) 長崎県出納局物品管理室

(提出期限) 令和2年9月28日 17時00分

8 同等品承認願の提出場所及び提出期限

(提出場所) 長崎県出納局物品管理室

(提出期限) 令和2年9月15日 17時00分

9 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札の場所及び期日等

(場所) 長崎県庁行政棟1階入札室

(期日) 令和2年9月29日 ①10時00分開始

②10時15分開始

③10時30分開始

④10時45分開始

⑤11時00分開始

⑥11時15分開始

⑦11時30分開始

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。

(郵送による場合の入札書の受領期限等)

(受領期限) 令和2年9月28日 17時00分(必着)

(提出先) 長崎県出納局物品管理室

(その他) 郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内必着のこと。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状(委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。)の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(10)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、(7)及び(15)から(19)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。

(3) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(4) 入札者が連合して入札をしたとき。

(5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

- (6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (10) 同等品承認のなされなかったもので、入札をしたとき。
- (11) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (12) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (13) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (14) 入札書に記載された金額が訂正されているとき。
- (15) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
- (16) 代理人が入札したとき。
- (17) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- (18) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (19) 内封筒に、入札番号又は入札物品名のいずれか若しくはその両方の記載がないとき。
- (20) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

#### 14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

#### 15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等  
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

#### 16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
  - ① Computers For Student(Junior high school) (Nagasaki・Saikai area), 378 units
  - ② Computers For Student(Junior high school) (Kenhoku area), 378 units
  - ③ Computers For Student(Junior high school) (Isahaya・Omura area), 378 units
  - ④ Tablets(Special needs schools) (Nagasaki・Saikai・Goto area)  
Tablet, 239 units  
Keyboard, 23 units  
Protective Film, 23 units  
Protective Case, 216 units  
Stylus Pen, 20 units
  - ⑤ Tablets(Special needs schools) (Kenhoku・Iki area)  
Tablet, 233 units  
Keyboard, 31 units



- Protective Film, 31 units  
Protective Case, 202 units  
Stylus Pen, 24 units
- ⑥ Tablets(Special needs schools) (Shimabara area)  
Tablet, 75 units  
Protective Case, 75 units  
Stylus Pen, 8 units
- ⑧ Tablets(Special needs schools) (Isahaya・Omura area)  
Tablet, 323 units  
Keyboard, 68 units  
Protective Film, 68 units  
Protective Case, 255 units  
Stylus Pen 24 units
- (2) Delivery period:  
February 26, 2021
- (3) Delivery place:
- ① Prefectural junior high school in Nagasaki・Saikai area  
② Prefectural junior high school in Kenhoku area  
③ Prefectural junior high school in Isahaya・Omura area  
④ Prefectural special needs schools in Nagasaki・Saikai・Goto area  
⑤ Prefectural special needs schools in Kenhoku・Iki area  
⑥ Prefectural special needs schools in Shimabara area  
⑦ Prefectural special needs schools in Isahaya・Omura area
- (4) Time-limit for tender by registered mail :  
5:00 p.m. September 28, 2020
- (5) Date and time for the opening of tenders:
- ① 10:00 a.m. September 29, 2020  
② 10:15 a.m. September 29, 2020  
③ 10:30 a.m. September 29, 2020  
④ 10:45 a.m. September 29, 2020  
⑤ 11:00 a.m. September 29, 2020  
⑥ 11:15 a.m. September 29, 2020  
⑦ 11:30 a.m. September 29, 2020
- (6) Point of Contact:  
Goods Management Office, Treasury, Nagasaki Prefectural Government.  
3-1 Onoue-machi Nagasaki 850-8570 Japan  
TEL. 095-895-2881

### 一般競争入札の実施（公告）

無線LANの構築業務について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和2年8月18日

長崎県知事 中村 法道

#### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称  
県立学校無線LAN構築業務委託（県南・五島地区）  
県立学校無線LAN構築業務委託（県北・壱岐・対馬地区）  
県立学校無線LAN構築業務委託（県央・島原地区）
- (2) 業務の仕様等  
入札説明書による。
- (3) 履行期限

令和3年3月24日（水）限り

(4) 納入場所

長崎県教育庁総務課

(5) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 県立学校無線LAN構築業務委託に関する必要な資格（令和2年長崎県告示第569号）を得ていること。

(4) この公告の日から11の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から11の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 当該業務契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県教育庁総務課（情報化推進班）

（電話）095-894-3315

（メールアドレス）soumu-joho@pref.nagasaki.lg.jp

4 入札参加条件

当該業務を確実に履行できると認められる者で、当該業務について一部の再委託可能な範囲を除き、第三者に委託又は請け負わせることなく履行できる者であること。

5 契約条項を示す場所

3の部局等とする。

6 入札説明書等の交付

(1) 期間 この公告の日から令和2年9月17日（木）までの間の午前9時から午後5時までとする。（県の休日及び正午から午後1時を除く。）

(2) 場所 3の部局等とする。

なお、郵送での交付を希望する場合は、郵送先を記載した返信用の封筒（角2サイズ）及び切手を同封のうえ、3の部局まで送付すること。（上記期限内必着とする。）

7 入札説明書等に対する質問

入札参加希望者は、入札説明書等（仕様書等の入札に関し必要な図書を含む。）の解釈に疑義がある場合は必ず質問し確認すること。また、受付期間以降の質問や意見は受け付けない。

（受付期間）この公告の日から令和2年9月17日（木）午後5時までの間（県の休日を除く。）

（提出方法）別添質問書（様式8）に記載し、3の部局等のメールアドレスへ送付のうえ、電話にて着信確認を行うこと。

（回答方法）個別事項は当該者に、全参加者に関する事項は全参加者に、3の部局等からメールで回答する。

（回答期限）令和2年9月23日（水）

8 入札説明会

行わない

9 最低制限価格

設定なし

10 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 11 開札の場所及び日時等

##### (1) 開札の場所及び日時

(開札場所) 長崎県庁行政棟7階701会議室(長崎市尾上町3番1号)

(開札日時) 令和2年9月29日(火)10時00分開始

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に3の部局等へ確認すること。

##### (2) 郵送による場合の入札書の受領期限等

郵送により入札書を提出する場合は書留郵便により下記受領期限内必着のこと。

(受領期限) 令和2年9月28日(月)17時00分(必着)

(提出場所) 3の部局等

悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等、入札参加者に瑕疵のない特別な理由による郵便遅延が発生した場合、必要に応じて郵便遅延の理由を調査し、開札を延期することもある。

#### 12 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積もった契約希望金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出する場合

##### (2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

#### 13 入札者が代理人である場合の委任状の提出

(1) 入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

(2) 適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

#### 14 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(8)により無効となった者は、再度の入札に加わることができない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な参加資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札したとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

(10) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理

人の印鑑でない場合を含む。)等入札者の意思表示が確認できないとき。

- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) その他の入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

#### 15 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。
- (4) 入札執行回数は、3回を限度とする。3回までに決定しない場合は最低入札価格を入札した者と見積の協議を行う。

#### 16 落札決定の取り消し

- (1) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、県立学校無線LAN構築業務委託に関する必要な資格（令和2年長崎県告示第569号）の2に掲げる要件（「開札の期日までの間」の字句は、「落札決定から契約締結日までの間」字句に読み替えるものとする。）のいずれかに該当することになった場合は、落札決定を取り消すこととする。この場合、落札決定を取り消された者に損害が生じて、長崎県は一切の損害賠償の責めを負わない。
- (2) 上記(1)により落札決定を取り消した場合、次順位者を落札者とする。

#### 17 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受ける。
- (3) この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

#### 18 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :  
Construction of Wireless LAN in Nagasaki prefectural schools
- (2) Fulfillment period:  
March 24, 2021
- (3) Fulfillment place :  
As shown in the tender documentation
- (4) Time-limit for tender :  
5:00p.m. September 28, 2020
- (5) Date and time for the opening of tender :  
10:00a.m. September 29, 2020
- (6) Point of Contact :  
General Affairs Division, Board of Education, Nagasaki Prefectural Government.  
3-1 Onoue-machi Nagasaki 850-8570 Japan  
TEL 095-894-3315

---

## 交 通 局 公 告

### 落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和2年8月18日

長崎県交通局長 太田 彰幸

- 1 購入品目及び予定数量  
軽油1,678キロリットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
(名称) 長崎県交通局管理部総務課 (総務係)  
(住所) 〒850-0043 長崎市八千代町3-1  
(電話) 095-822-5141
- 3 調達方法 購入等
- 4 契約方式 一般競争入札
- 5 落札決定日 令和2年7月28日
- 6 落札者の氏名及び住所  
(氏名) 株式会社新出光 九州支店 西九州エリア エリア長 樋渡 博一  
(住所) 長崎市江戸町2番34号
- 7 落札価格 90,290円 (1キロリットル当たり単価 (消費税含む))
- 8 入札公告日 令和2年7月3日
- 9 落札方式 最低価格

**教育委員会告示**

**長崎県教育委員会告示第6号**

口頭による開示請求を行うことができる個人情報 (平成14年長崎県教育委員会告示第3号) の一部を次のように改正する。

令和2年8月18日

長崎県教育委員会教育長 池松 誠二

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後				改正前			
事務の名称及び開示の内容		簡易開示の 期間	簡易開示の 場所	事務の名称及び開示の内容		簡易開示の 期間	簡易開示の 場所
名称	内容			名称	内容		
長崎県立 高等学校 入学者選 抜 (学力 検査等)	基礎学力検査 の得点 学力検査の教 科別得点及び その合計点	略	略	長崎県立 高等学校 入学者選 抜 (学力 検査等)	<u>前期選抜にお ける基礎学力 検査の得点</u> <u>後期選抜にお ける学力検査 の教科別得点 及び総得点</u>	略	略
略				略			

**公安委員会告示**

**長崎県公安委員会告示第25号**

長崎県地域交通安全活動推進委員及び長崎県地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則 (平成17年長崎県公安委員会規則第8号) 第8条の規定により、地域交通安全活動推進委員の辞職を承認したので公示する。

令和2年8月18日

長崎県公安委員会委員長 片岡 瑠美子

辞職を承認した者

氏名	活動区域	辞職を承認した日
田上 善広	相浦警察署の管轄区域	令和2年7月31日

発行者  
長崎県  
尾上町三番一号

電話  
直通表  
(八二四)  
二一  
二一  
四一

印刷所  
長崎県  
権島町八番十二号

株式会社  
クイック  
プリン  
ト